

和光市工事検査要綱

和光市工事検査要綱（平成15年要綱第6号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、工事の検査を適正かつ円滑に執行するため、和光市工事検査規則（昭和53年規則第29号。以下「規則」という。）によるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（工事検査員の服務）

第2条 工事検査員は、工事請負契約の給付の完了を確認する者としての責任を自覚し、厳正公平、誠実にその職務を遂行しなければならない。

2 工事検査員は、適正な検査を実施するために必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

（検査の執行）

第3条 工事の検査は、次の区分により執行する。

- (1) 1件の請負契約金額が130万円を超える工事 主席検査員
- (2) 1件の請負契約金額が130万円以下の工事 工事主管の課長

（中間検査）

第4条 規則第2条第5号に規定する中間検査は、工事の進捗状況及び施工管理の状況を把握するため、必要に応じて随時行うものとし、その対象となる工事は、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する工事とする。

- (1) 請負契約額が1,000万円以上の工事（ただし、主席検査員が必要でないと認めるものについては、この限りでない。）
- (2) 請負契約額が1,000万円未満の工事のうち、完成検査時において写真等によっても施工状況が判断できないおそれのある部分を含む工事
- (3) 前2号に掲げる工事のほか、主席検査員が特に必要と認めた工事

（工事概要書の提出等）

第5条 規則第5条第1項の工事概要書は、請負契約額が1,000万円未満の工事については、提出を省略することができる。

2 工事検査員は、工事概要書の内容により中間検査が必要と認めるときは、中間検査の範囲について工事主管課監督員と協議するものとする。

3 工事検査員及び工事主管課監督員は、前項の規定による協議により中間検査の範囲を決定したときは、中間検査範囲決定協議書（様式第1号）を作成するものとする。

（検査の手続）

第6条 規則第6条第1項の工事検査請求書の提出にあつては、工事関係書類整備表（様式第2号）を添付するものとする。

（契約に違反する事項が軽微な場合の措置）

第7条 規則第8条第1項ただし書に規定する指示は、口頭又は工事軽微是正指示書兼是正完了確認書（様式第3号）によるものとする。

2 規則第8条第4項ただし書規定する指示は、口頭又は工事軽微是正指示書兼是正完了確認書（様式第3号）によるものとする。

（検査の結果報告）

第8条 工事検査員は、完成検査を実施したときは、当該検査に係る工事について、別に定めるところにより、その成績を評定し、別に定める工事成績報告書を作成するものとする。

2 主席検査員は、規則第9条第1項の工事検査通知書及び同条第2項の工事検査報告書に工事成績報告書を添付するものとする。

（工事検査の総括報告）

第9条 主席検査員は、年度末に工事検査の状況を集計し、意見を添えて市長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月16日から施行する。

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。